

令和元年度 岐阜県地方改善促進審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和2年2月17日（月）13時30分～14時30分
- 2 場 所 岐阜県議会西棟 第二会議室
- 3 議 題
 - (1) 会長選出
 - (2) 会長職務代理者の指定
- 4 報告事項
 - (1) 令和元年度同和問題解消に向けた啓発活動等について
 - (2) 令和2年度同和対策関係予算(案)の概要について
- 5 報告事項(2)、(3)に関する質疑、発言要旨

【委員】 来年度はどこに力を入れるのか、変更になっている部分などを教えていただきたい。

【人権施策推進課】 来年度についても、色々な所に出向き、あらゆる各層の方々、普段人権にあまり気に留めないような方々に対しても啓発ができるように取り組んでまいりたいと考えています。

また、現在、インターネット上で、匿名性を悪用していろいろと書かれておりますので、インターネット上のモニタリングをやっておりますが、そうした差別の書き込みに対して、削除が効率的にできるのかということを経済局と連携・相談をしながら進めていきたいと考えております。

【委員】 その中でも、性被害の子どもの件数が多いと新聞に出ていました。本当に性の被害は、スマホの場合、ひどいなということを感じるのですが、削除というのは大変難しいことですので、もう少し現状を教えていただきたい。

【人権施策推進課】 おっしゃるとおり、インターネット上の書き込みの削除というのは非常に難しいというのが現状です。表現の自由ということもあり、今の法体系の中では削除は難しいというのが、モニタリングをやってみて分かってきたことです。

そういう中で、今の法体系の中では削除が難しいというのがありますので、国の方に、その法整備も含めた要望をこれまででもやってきていますが、さらに力を込めて要望していきたいと考えております。

【環境生活部長】 補足して少しご説明します。同和問題とは別に、性被害についても、SNSを通じたことが課題になっていることは認識しております。

県の方では青少年SOSという電話相談の仕組みというのがありますので、そうした中で、そういった声に対して真摯に受け止めて、対応するのかなと考えております。ただ、SNSを通じた相談というのは、SOSセンターではそこまで取り組んでいないということですので、これについては検討課題であると考えております。

また先般、議会の方でも、ネットを通じて、いわゆる写真を撮って送れとか、そういう犯罪といいますか、そういうものがありますが、それを罰することができないのではないかとということで、青少年保護育成条例を改正してはどうかといったご質問をいただいておりますので、それについては、その状況を踏まえ、青少年の方の審議会を通じ、具体的にどういう形で改正していくのかということの検討を始めたいと考えております。

【委員】 部落差別解消推進法ができて、4年になろうとしています、部落差別解消推進法が施行されて今までと変わったことをしている市町村はありますか。

それと、資料の人権だよりに同和問題についての設問が2つ*ありますが、「わからない」という部分が32%、下も似たような数字がありますけれども、この「わからない」ということについて、この数字を減らすためにどういう努力をしていかなければいけないと考えているのですか。

*「自分の子どもが同和地区出身者と結婚すると知ったときの対応は？」

・・・わからない 31.6%

「同和問題に対する考えは？」

・・・わからない 32.7%

【人権施策推進課】 県では、この法の施行の趣旨を踏まえた啓発に取り組んでいるところです。法の周知についても、あらゆる機会を通じ、条文を資料として配布したりするなどしているところです。また、今年度から、色々なサイトのモニタリングをしているところです。

市町村に対しても、私どもの説明会の中で、この法についての周知を説明させていただいておりますし、各市町の相談窓口を県のホームページの中で一覧にして、皆さんにお知らせができる体制が県の中ではできているということ、広く周知ということで努めさせていただいているところです。

それから、先ほどご指摘がありました「わからない」という回答が出てきている部分なのですが、この「わからない」というのは、「同和問題ということ知らないからわからない」という答えの方もみえるでしょうし、「身近にそういう問題が出てきていないからわからない」という答えもあるかと認識しております。いずれにいたしましても、同和問題すべてが解消したわけではありませんので、今ある姿、こういうものが存在しているのかということも含めて、幅広く、説明・周知していくということが、私ども行政の務めかと考えております。

【委員】 あと2年で水平社100年を迎えるときに、気になっていることが2つあります。

1つ目は、不特定の人が書き込む落書きや、SNSなどでの罵詈雑言やそういうものに有効な手立てというのが見いだせない、という難しい問題がやはり存在している。露骨な差別を受けることによって、自分のアイデンティティをある意味では自覚するということがあったわけですが、それが、ぼやけてきてしまっている。自分が何者であるかということをご自己確認することが非常に困難になってきている。

2つ目は、水平社宣言の綱領の部分をお読みになったら分かりますけれども、我々は「絶対の解放を期す」と言っているのですね。その「絶対の解放」ってなんだろうという議論がなかなかしにくい。

ですから、1点目と2点目と合わせますと、今、同和問題、部落問題、部落問題の解決解消と言っていますけれども、人と人との関係を変えるということが一番大きな課題だと。その人と人との関係をどう変えるかっていうことの模索が、いまだに続いているというように思わざるを、考えざるを得ない。

人間は、自由の意思で選んだわけではなく、個人の努力で変えられない事柄をもってこの世に投げ出された存在だ。その中で、生まれた後も、病気や事故によって障害をもつ人も出てくる。そういう事柄を口実にして、人を避けたり、仲間外れにしたりすることは、人間として許されない。そういう深いところから人権の問題を考えないと、「人権」という漢字2文字を使ってもそれはなかなか届かない。そういう身近なところから深く感じ、広く考える人権教育・啓発の取組をしないと心に届きにくい。より一層、深く、広く、身近なところから、取り組める人々を作り出していくことが、大事だということを申し上げます。